

## 監理措置に関する意見聴取の結果

【実施】 特定非営利活動法人なんみんフォーラム  
【期間】 2021年3月17日～2021年4月5日  
【方法】 なんみんフォーラムおよび加盟団体を通じて、意見聴取フォームを弁護士や外国人を支援する個人や団体へ Eメールで送付。オンライン（123件）および書面（3件）にて回収した合計126件の意見を、なんみんフォーラムにて集約。

### 【目次】

<b>回答者の属性（設問1～5）</b>	<b>1</b>
所属	1
外国人の収容問題について、どれくらいの関心がありますか？	2
入管収容に関するあなたの取り組みについて教えてください。（複数回答可）	2
<b>監理措置について（設問6～15）</b>	<b>2</b>
政府案が新設提案している「監理措置」の導入について、あなたの評価をお聞かせください。	2
その理由をお聞かせください。（自由記述）	3
監理措置の決定・取り消しについて、懸念される点をお答えください。（複数回答可）	12
監理措置の決定・取り消しについて、意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）	13
監理措置対象者の処遇について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）	15
監理措置対象者の処遇について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）	16
監理人の役割・義務について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）	19
監理人の役割・義務について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）	19
政府案が提案する「監理措置」の監理人を引き受けたいと思いますか？	23
その理由を教えてください。	23
<b>収容に関する法改正はどうあるべきか、ご意見をお聞かせください。（自由記述）（設問16）</b>	<b>25</b>

### A. 回答者の属性（設問1～5）

- (1) 氏名（非公開）
- (2) 所属
- (3) 団体名での回答

	回答数	割合
弁護士	44	35%
支援者*	69	55%
支援団体（団体として回答）	13	10%
合計	126	100%

\* 支援者には団体に所属して、あるいは個人として外国人支援の活動に携わってきた方々を含みます。

(4) 外国人の収容問題について、どれくらいの関心がありますか？

	回答数	割合
非常に関心がある	117	93%
まあまあ関心がある	7	6%
あまり関心はない	1	1%
まったく関心がない	1	1%
合計	126	100%

(5) 入管収容に関するあなたの取り組みについて教えてください。（複数回答可）

	回答数	割合
被収容者／仮放免者を支援している	77	61%
被収容者／仮放免者を支援したことがある	45	36%
仮放免の保証人をしている	22	17%
仮放免の保証人をしたことがある	10	8%
特になし	13	10%
その他（※）	8	6%
合計	—	—

※その他：収容所へ面会に行っている／被収容者の裁判を支援している／取材したことがある／仮放免者と交流している等

## B. 監理措置について（設問6～15）

(6) 政府案が新設提案している「監理措置」の導入について、あなたの評価をお聞かせください。

	回答数	割合
評価できる	1	1%
どちらともいえない	12	10%
評価できない	112	89%
その他（※）	1	1%
合計	126	100%

※その他：評価できる部分とそうでない部分あり

(7) その理由をお聞かせください。(自由記述) (原文ママ)

「評価できる」理由 (1件)

※理由の記載なし

「どちらともいえない」理由 (12件)

現在の入管法を改正する必要があると思うが、今回は管理措置の導入を含め「改悪」的要素が多いと思うから。

就労を認めるのは良い点ですが、もっと広く認めるべきだし、仮放免制度の改革で良いのではないかと思います。監理措置についての具体的な内容や運用が不明確で、健康保険や生活保障などについても全くわからないまま、制度だけが一人歩きしている印象を受けます。すべての者が監理措置の対象になるわけでもないし、監理措置対象者がみな就労許可されるわけでもない。評価するかどうかは内容がわからないのでなんとも言えません。ただ、現在の身元保証人を監理人にスライドさせると言われたら、私は現在も数十人の身元保証人をしていていると思いますが、監理人は弁護士倫理上出来ないと考えているので、非常に困ります。

長期収容は人間の尊厳が失われると思います。一定の条件のもとに就労出来る事は対象者本人も家族にも喜ばしい事と思えます。ただ、条件や罰則について明確では無いという認識です。どちらとも言えず分かりません。規則違反をした方々だと思いますが、日本で一度受け入れた方々だと思えます。全ての収容者にも尊厳を持って生活して欲しいと思います。自国へ送還するための収容施設なのかもしれませんが、日本の社会順応出来る教育を受ける機会があれば良かっただけでも知れませんが、収容施設内でも規則正しい生活や健康に暮らし働く権利を持って人間らしい扱いを受けられる事を願います。

詳細な議論を追い切れていないのですが、当事者を支援する立場からすると、制度の立てつけとして管理の責任を支援者が担わされるアウトソーシングのような印象を受けました。支援者が入管業務の下請けのようにならないかという心配です。と同時に、収容の恐れがある人にとっては長期収容を回避しうる制度として意味があるとも言え、評価が難しいと感じています。

仮放免制度の一形態としてみれば、現行仮放免より少しはマシという程度で評価する。(マシな部分=就労が認められる可能性があること、仮放免に比べればまだ「安心感」があること等)ただし、第三者機関や司法の関与はなく、入管の裁量次第というのは仮放免と何ら変わりなく、全件収容主義の解消にはつながらない。

政府が何を狙っているかよくわからない。本当に難民性が高くてもなかなか難民と認めないし、はっきりした難民以外にも国に帰れない人もいる。そういうことに対して、しっかり本当に状況をつかんで対処してくれるか心配。人権とか命が一番大事なので、もっと日本に来る外国人に対して、他所者と見ないで寛大な気持ちで法律を作ってほしい。日本に来て刑務所に行った人、犯罪をしてしまった人も、改心して日本社会で働くなら受け入れれば良いのに、入管行政は一度罪を犯した者に対して条件が厳しすぎる。

いくつかの懸念点が、懸念だけで終わってしまえば、評価できるということになるし、懸念が現実になってしまえば、評価できないということになると思います。民間の管理人にある程度裁量を与えられるなら、お役所仕事で片付けられるよりは状況がよくなる可能性もあるのかなと思いますし、評価できる、できないと言い切る自信がないのでどちらでもないにしました。

現行の収容制度・状況に問題意識を持ち、収容の代替措置を検討・実施しようとしている点は評価できますが、その呼称に始まり、内容は懸念が多く、評価しかねるので、どちらともいえない、を選びました。

人道的な目的での設置であることが明確でないこと

収容を代替する制度の導入は評価する。また監理措置下における逃亡防止策を講じることは妥当と考える一方、防止策の検討にあたって、過去の仮放免中の逃亡発生原因が十分に調査されたかは疑問である。罰則や住居・行動制約、出頭義務等の厳格な監理が適切な防止策と言えるか検証が必要と考える。

## 「評価できない」理由（112件）

事前の司法チェックなく主任審査官が判断権を握っている。要件も曖昧。収容の上限も決められていない等たくさんある。

原則収容という点を現行法から変更していないためです。

運用が入管庁の不透明な裁量に委ねられるものである以上、恣意的な拘禁の解消にはならない。また、従来の支援者と被支援者との関係に入管の介入を認めることになりかねず、これまでの支援のあり方を壊すことにもつながりうる。

現在、仮放免になった外国人の保証人をしていますが、監理人に対して課される義務が重く、また、監理人になると依頼者との関係で利益相反になってしまうことから、監理制度が導入されても外国人の支援をすることができなくなるからです。

基本的人権の尊重という大原則からすれば、入管法違反があっても釈放が原則であり、人身の自由を制限する収容措置は例外と位置づけられるべきである。しかし、現行法は逆に収容を原則としており、釈放が例外的となっている。改正案には収容を例外的と定める規定はなく、この根本的問題が解決されていない。この点、監理措置が出来たとしても、そもそも監理措置は監視者を付す、保証金を納付させるという重大な自由の制約がある点で釈放とは全く異なる。さらに監理措置に付すかどうかは入管の裁量に任されており、監理措置と比べても、収容が例外的な位置付けになるかは極めて疑わしい。

管理措置請求者の収容が前提とされている。  
保証金の金額によっては現実的に管理措置の決定を得られない人が多い。  
監理人の負担が大きい。

そもそも強制退去事由がある疑いがある者を「容疑者」と定義し、逃亡・証拠隠滅のおそれなど、通常の刑事犯における容疑者と同等の扱いをしているだけでなく、監理という名称を用いてあくまでこれらの者を管理することに主眼がおかれているから。また、300万円を超えない範囲での保証金を求めるなど、および監理措置が実施されることが期待できない。また、監理人にも罰則付きの義務を課すなど、なり手がいないようにも思われる。

監理を目的とした制度であるから。

「監理」をする必要性を感じない。

監理措置の導入によっても結局のところはこれまでと同様に恣意的な拘禁は解消されない点においてあまり意味をなさないものとも見受けられる。

基準が不透明。

①判断が専ら主任審査官に委ねられており、かつ具体的な許否基準もないので、恣意的判断が抑制できない制度設計になっている、②監理人に課される負担が過大、③退令発付後監理措置対象者が、一律に就労資格付与の対象外とされていること等

現在、多くの支援者および支援団体が改善を求めている現行法の懸念点に係る課題の根本的な解決策になっていない。

監理人の届出義務があること、退令後の就労が一切認められないこと

監理の理念に収容者の人権保護の観点がないこと、監理の許認可に第三者や司法が関わらないこと、入管の判断だけで取り消せること、監理の許可に際して多額の保証金が必要なこと、監理人に対して罰則が課される可能性があること、監理措置に対して支援金を支給しないこと、従来から実施されている仮放免やATDを変更する理由が不明なこと。

保証人に重い責任を負わせるものであり、入管からの支援者に対する監視が始まり、支援者が減ると思われるから。

措置の決定が入管庁が判断することになっているが、そもそも逃亡の恐れが低いまたは病気などの理由で逃亡が不可能と思われる収容者にも仮放免許可がでていない状況を考えると、明らかにされていない「そ

の他の事情」を理由に厳しい条件が課されると予想される。仮に管理措置の判断が適切になされたとしても、就労許可がなく、国民健康保険にも加入できない状態で管理措置が導入されればどのように生活すれば良いのか。生活保障について明らかになっていない状態で導入を考えるべきではない。管理措置は帰国を選ばざるを得ない状況を作り出そうとしているとしか考えられない。

人権に関する日本国憲法および難民条約の規定からかけ離れたものである

難民認定を欧米並みにすることがまず第一ではないか。監理措置は監理人に課される義務が重く、入管が実質的に外国人非正規滞在者を支援する団体と個人を管理することにもつながりかねない。監理措置では住民登録できるかも不明で、当該人を人として扱うのかどうかも不明。

国際法違反の収容を前提にした監理措置であり、監理措置が適用されるかどうか入管が決めることになっている上、監理人の選定取消も入管が握り、更に入管に負担がない分、監理人の負担が重すぎると共に、被監理者に対して刑罰が2つも増えている。しかも、退去強制令書発付後の被監理者は就労許可もない。健康保険も原則ないでは、満足な社会生活も送れないから。

現在の入管法を改正する必要があると思うが、今回は管理措置の導入を含め「改悪」的要素が多いと思うから。

人道的支援の観点で欠落した制度内容であり、到底許容できるものではないと考えます。「監理」という名称そのものに大きな違和感を覚えます。

仮放免をするか否かの判断において結局は行政（入管）の裁量に委ねられている点で、透明性・公平性が担保されておらず現状と変わりがないこと。管理措置の対象外とされた被収容者については無期限収容が解消されていないこと。

弁護士やその他の（これまでの）支援者が監理人として指定された場合、彼ら自身が入管庁の監督下に組み込まれる構造なので、利益相反や、これまでのような支援関係ではなく支配関係になる懸念があること。

民間の善意を監視行為に利用するものであるため

仮放免の許可不許可の恣意性が全く解消されていない上、監理人に密告の義務を負わせることになりかねないから。また監理人によるピンハネが横行する危険があるから。

そもそも、外国籍の方を監理するという姿勢が差別的であり大問題である。また、監理人を設置し、報告義務を負わせることも、これまでの身元保証人以上に責任を第三者に肩代わりさせるようなものであり、看過できない。収容と送還の抜本的解決には程遠いと思う。

政府がN G Oに相応の補助金を出すこともなく、世界水準を遥かに下回る在特実務、難民実務の失政のつけを個人や経済的裏付けのない市民にダンピングする、厚顔な制度。  
在特実務、難民認定実務を見直すべき。

仮放免の悪いところはそのまま、監理人に法的責任を負わせるという点で悪化するため

弁護士・支援団体が外国人を監視することによって、当事者である外国人の信頼を失うことになるし、もともとの援助するという立場と相いれない。監理措置制度は、外国人に対する支援を断つためのものとしてしか受け止められない。

監理者となる人の責任追求の可能性の存在は、この制度のチーリングエフェクトとなり、機能不全を起こすこととなる。

また、対象者の生活支援をどの様にするのか、監理者まかせとなっているきらいがある。対象者に就労の機会を否定する可能性があるが、国が責任を持つべきである。

これまでの仮放免でできることについて、監理人に法的義務を課すなど、条件を重くするものだから。

以下の仮放免よりもさらに悪い。入管の下請けのように難民移住者を監視する役を背負わされ、支援者が支配者になってしまう。長期収容に心を痛める善意の市民がこわごわ手を差し伸べて仮放免にこぎつけるのが現状であるのに、監理措置では誰も支援しなくなる。

管理措置は、支援している人々に仮放免者の管理の責任を負わせる形になり、最悪の場合には支援者に罰

則が適用される恐れがあるから。

甚だしく人権を軽視したものだから。

管理措置対象者の生活保障等について十分に整備されておらず、対象者が仮に入管の外に出て生活を行うことを希望したとしても事実上実現困難となるケースが多数に上ることが考えられ、長期収容問題の解決策にはならないと考えられるため。

「監理措置」は結局、入管施設の延長として監理人に監視、管理を押し付けるものであり、被収容者にとって利益はなく、むしろ引き受ける人と被収容者の間の関係を壊していくものである。

外国人の人権保障にや役立たない。

「監理」を目的とした制度である点

就労を認めるのは良い点ですが、もっと広く認めるべきだし、仮放免制度の改革で良いのではないかと思います。監理措置についての具体的な内容や運用が不明確で、健康保険や生活保障などについても全くわからないまま、制度だけが一人歩きしている印象を受けます。すべての者が監理措置の対象になるわけでもないし、監理措置対象者がみな就労許可されるわけでもない。評価するかどうかは内容がわからないのでなんとも言えません。

ただ、現在の身元保証人を監理人にスライドさせると言われたら、私は現在も数十人の身元保証人をしていっていますが、監理人は弁護士倫理上出来ないと考えているので、非常に困ります。

「監理措置」は、現在の長期収容問題を悪化することが強く懸念されます。法改正がこのまま通ってしまえば、監理人を見つけられずに長期収容が続くことが懸念されます。また、難民申請中などで退令前で就労許可が見込まれる場合などは、営利目的の監理人に監理人となってもらうために不当な条件を飲んで経済的に搾取される可能性があると考えます。

入管の下請けよろしく難民移住者を監視するよう役目を負うことには反対だから

管理措置に付するかどうかは従来の仮放免制度同様入管の裁量にゆだねられている反面、管理人には制裁アリの義務が課されている点。入管としては被収容者を社会内処遇に置く制度を用意した、後は管理人次第、という姿勢が見え、責任逃れの制度のように見える。

難民認定申請者の生活だけでなく、彼らを支援する人々の活動にも著しい困難をもたらすため。

要件不明確。「相当と認めるとき」という要件は入管に広範な裁量を与えるものであり、現状の仮放免の運用もあわせ考えれば、長期収容の状況改善のために適切に運用されるとは期待できない。

仮放免者及びこれから仮放免を希望する外国人を支援・応援する立場から仮放免者の生活の隅々まで監視、管理する立場（＝敵対する立場）になる。

難民申請者に対して、承認率が低すぎる。仮放免者に対する職支援がない。

無期限収容等を根本的に解決するものでなく、難民の方々の生活が安定しないという不安な気持ちに寄り添ったものでないから。

非常に多くの曖昧な点があり、監理措置対象者の基本的権利が守られうるとは思えないため。

収容の目的が法律で限定されていない。身元確認、逃亡防止の2点に限るべきである。収容期間を短期間とし、上限を設けるべきである。最大でも一ヶ月以内とすべき。収容を決定するのは裁判所であって、入管庁の権限ではない。ノン・ルフールマン原則を厳守すべきである。

入管で行っていた事を、民間人に押し付け管理責任迄持たせるなんて、言語道断である。

監理という言葉自体が被拘禁者を犯罪者扱いしている。そもそも入管庁は在留資格や難民認定に積極的であるべきだが、入館施設被収容者や難民認定申請者は犯罪者ではない。

監理措置の決定は入管の裁量で行われること。

監理措置のために必要な、監理人には被監理人の生活や就労にかんする届出・報告義務が課せられ、逃亡などをしないよう監督（監視）する役割を課される。現状の仮放免の身元保証人を引き受けている支援者や弁護士などが引き受けなくなると、貧困ビジネスなどが横行することも懸念される。

入管での人権侵害、仮放免での生活の苦しさなど、当事者が抱える困難については全く考慮されていない、人の命を善意の民間人に丸投げしてきたことに対する反省もない。それどころか、今回の監理措置は支援者への負担を重くし、当事者との信頼関係まで破壊する危険性が高い。当事者と支援者の願いや訴えに逆行するものである。

被收容者や仮放免者のみならず、支援者の基本的人権をも侵害すると感じるから。

長期收容は人間の尊厳が失われると思います。一定の条件のもとに就労出来る事は対象者本人も家族にも喜ばしい事と思えます。ただ、条件や罰則について明確では無いという認識です。どちらとも言えず分かりません。規則違反をした方々だと思いますが、日本で一度受け入れた方々だと思えます。全ての收容者にも尊厳を持って生活して欲しいと思えます。自国へ送還するための收容施設なのかもしれませんが、日本の社会順応出来る教育を受ける機会があれば良かっただけでも知れませんが、收容施設内でも規則正しい生活や健康に暮らし働く権利を持って人間らしい扱いを受けられる事を願います。

仮放免になった人たちが再度日本社会に立ち戻って、どのように暮らしているか？ 様々な容態を見聞きしています。皆さんそれぞれに懸命に生きています。入管は探りを入れているとは思いますが、生活の実態を監理人に報告させるというやり方は、監視社会の極みだと思います。虚偽の報告が氾濫するでしょう。こんな現実をつくってははいけません。

「管理し、管理される」。これまで支援団体等が担ってきた、「対等な関係性」としての役割が変化する可能性が高いからです。罰則の導入について、ボランティアや市民団体の活動は委縮する可能性があります。

收容から釈放するためではあるとしても、主任審査官から監理人に選任される立場に置かれた上、逃亡のおそれや罪障隠滅のおそれを報告することを強いられることになる。

收容所に收容されることが阻止される可能性が増えたことは評価できる。しかし、監理人の義務が罰則をもって規定されているので、監理人になることを弁護士は躊躇すると思う。

「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」を踏まえた方向性の出し方については評価できるものの、目指すべき方向は送還の促進ではなく、難民認定制度の改善です。今回の改正法案が提示する監理措置では措置された者への生活保障や人権の尊重といった観点で踏まえていないことがわかり、懸念を抱いています。印象としては現行の仮放免制度のマイナーチェンジでしかありません。国際法上の原則に従った必要な支援を含んだ適切な制度の導入を強く望みます。

民間の人間に該当者の監督・管理をさせること。しかも指導・監督・届け出が義務とされていること。

外国人を「監理」という旧弊的な意味合いが強く、世界の動向を考慮していないと感じたため。これまで、対象者（難民申請者・仮放免の方々）と接してきた経験から、彼らのあらゆる自由が制限されていることを見聞きしてきたため、監理措置の導入によって対象者の生活がさらに厳しくなるだけでなく、対象者の生活を支援する人々にも監視が置かれる可能性はあってはならないことだと思います。

詳細な議論を追い切れていないのですが、当事者を支援する立場からすると、制度の立てつけとして管理の責任を支援者が担わされるアウトソーシングのような印象を受けました。支援者が入管業務の下請けのようにならないかという心配です。と同時に、收容の恐れがある人にとっては長期收容を回避しうる制度として意味があるとも言え、評価が難しいと感じています。

長期收容問題について、民間への責任転嫁であるため

内容が極めて不明確  
従来型の仮放免との運用の違いも未知数  
そもそも、長期收容・全件收容主義の弊害の克服にとって的外れ

- ・難民ははじめとする「保護されるべき人」を監理するというのがそもそも間違っている。入管制度を根本から変えるべき。
- ・入管が恣意的に監理措置の決定/取り消しを決める恐れがあるから。

・ 監理人の負担やリスクが大きいから。

入管への報告義務を課されては、信頼関係に基づく支援ができなくなる危険性がある。

政府案に監理措置対象者の生活や医療、住宅の保障に関して全く記載がないのは、人権上、問題だと考えます。

監理人が入管に監理対象となる外国人の生活状況などを報告することが義務付けられていますが、その中身も曖昧なまま、その義務を怠った場合には過料の制裁を科すとあることが大きな問題です。本来、国の責任で事情で国に帰ることのできない人たちを保護するべきなのにその責任を監理人に押し付けている印象すら与える制度。これによって長期収容の問題の解決にはならない。

様々な理由から自国から逃れてこなければならなかった仮放免の方々に基本的人権も与えぬ上、更に監理措置を導入するとは、全く理解できません。犯罪者でも刑を終え出所した後は偏見など様々な障害はありながらも、全ての権利を享受できるのが当然であるのに、仮放免の方々からは人権さえも奪っておきながら監視せよ、とは甚だおかしな話です。

8.の全てに懸念しているため。

改定案は長期収監を解消していると思せかけているが、監理措置によりより生活しにくい状況が生まれ、監理人に対する縛りも強いと感じるから

「なんみんフォーラム」の意見書の内容に同意します。

監理措置の要件について、曖昧な部分があり、入管の裁量が極めて大きく働く余地があること。また、監理人に入管への情報提供義務を課しており、場合によっては罰則があり得ること。

入管の一存で収容したり解放したりできる点が変わらず、監理者が管理責任を負わされる。

弁護士は、クライアントに対する守秘義務を負っており、また当該クライアントの権利擁護をする立場にあり、生活全般を監督する監理者との業務とは両立しないと考える。そのうえ、罰則付き監理状況の届出義務を課されるという負担があることを考えると、もともと業務負担の重い外国人の収容問題に取り組める弁護士がさらに少なくなるのが懸念される。

全件収容主義や無期限収容といった根本的な課題を解決するものでなく、裁量の余地が依然大きいことから、「収容を最後の手段とする」という国際的な原則の実現が望めず、自由権規約違反を是正することはできないため。

対象者の権利を過度に制限するものであるし、管理者へ課される負担も大きい。

収容者の外へ出てからの生活保障がない。就業できないケースが多そう。管理人の負担が大きい。保証金上限は高すぎる。その他

もともと入管収容そのものが適正手続下でない。

収容のあり方の根本に向き合う必要がある。監理制度によって収容制度の問題の本質は改まらない。

①国境を越えて移動する個人を収容しないことを原則とし、個人の人権を保障した上で、必要な場合に適正手続きに則って退去に導くべきであるにもかかわらず、監理措置は収容を前提とした制度になっており、長期収容問題を是正する解決策となっていない。

②身体拘束に伴う個人の人権侵害が甚大であるにもかかわらず、主任審査官の権限で管理措置を決定でき、かつ、その要件解釈にあたって主任審査官の裁量が許されるものとなっている。刑事訴訟法上、裁判所が勾留自由の有無を判断して勾留決定することと比しても、比例原則に反する人権侵害にあたると言える。

以上より、監理措置は到底許容し得ない制度である。

仮放免制度の一形態としてみれば、現行仮放免より少しはマシという程度で評価する。（マシな部分＝就労が認められる可能性があること、仮放免に比べればまだ「安心感」があること等）

ただし、第三者機関や司法の関与はなく、入管の裁量次第というのは仮放免と何ら変わりなく、全件収容主義の解消にはつながらない。

・支援ではなく、逃亡をさせないための監督・管理の考えに基づく措置であり、その根本的な姿勢が「監理措置」のいたるところに表れている  
・報告義務について：ケースワークでは、難民一人ひとりとの信頼関係に基づき支援を行っている。課されている報告義務の報告内容は、本来、入管が知りうる情報を超えており、難民一人ひとりとの信頼関係を損ないかねない。また、支援団体が入管に情報共有をすることは、「監理措置」の対象者以外の難民との信頼関係にも影響を及ぼしかねない。  
・予算措置について：監理人は個人もなりうるかとされている。しかし、その範囲は、住居提供や医療など多岐に及ぶ可能性がある。特に収容されていた方は適切な医療が必要な場合が多く、当会の経験からも、放免後に医療支援を行うことがある。このように体調を崩されている場合には、すぐに就労できることは考えにくく、住居、医療、生活費全てを個人が賄わねばならないこともありうる。何の予算措置もなく、一人の人が一人の人間の生活全てを支えるには限界がある。

監理措置の対象になるのは退去強制令が出て収容されている人および仮放免になっている人となりますが、難民申請をしている人で言えば、やむを得ず母国から逃げてきた人で、今も迫害や命が危険にさらされていて帰国できない人たちです。母国に帰れる人なら、収容や仮放免という過酷な境遇に耐えかねてとくに帰国していることでしょう。過酷な環境に置かれてもなお日本にとどまって難民申請をしているのは、母国に帰りたくても帰れない人です。このような人たちを罰則付きの管理下に置くことなど到底認められません。彼らは国として手厚く「保護」すべき対象者です。それを管理下に置いて彼らの行動に目を光らせる方策などとも認められません。

国連人権理事会の恣意的拘禁に関する作業部会や日本の幾つかの弁護士会が指摘したように、日本の収容制度は、司法制度に準じて収容の可否と収容の期間が決められる制度になっていないことが問題である。今回政府が国会に提出した出入国管理及び難民認定法改正案は、これらの基本的問題点の解決に手をつけず、内外からの批判をかわすための小手先の制度変更である。特に「監理措置」の導入は収容制度に内在する問題の責任を、民間の団体や個人に転嫁するもので、到底納得できるものではない。

病気やメンタルヘルス、宗教や言語上の壁に対する対応が適切であるとは思えないため。

監理措置の要件が不明確であり、今後も長期収容を防止出来ない恐れがある。また、弁護士は、代理人として依頼者の利益を守る義務があり、守秘義務等も負っているところ、弁護士が届出義務を主任審査官に対して負うことは、代理人としての立場と両立し難い。

難民認定申請者を支援しています。申請者をあたかも犯罪者であるかのように「監理」すること自体違和感が大いにあります。

なんみんフォーラムの意見書の内容に同意しています。

監理人に、外国人の生活についての監視義務を負わせ、問題があったら入管に通報する義務を負わせ、それに違反すると罰則を科すというのは、言うなれば密告制度であり、外国人を支援する者に対して過大な負担と利益相反のジレンマに陥らせることになる。そのため、現在の仮放免の保証人に比べて、監理人になることにハードルが極めて高く、なり手を確保することが困難となる。以上のようなことから、監理措置が身柄解放の主たる手段と位置付けられると、かえって、長期収容問題は、現在より悪化してしまう。

監理措置対象者への支援の仕組みがないことや、監理人の義務に関して懸念があるため。

入管が今年提出された法案で提案している収容に代替するといっている「監理措置」についてですが、私は弁護士による法案についての解説などを聞いてやはり問題が多い提案だと思えます。FRJが監理団体になることが難しいと考えるのはその通りだと思います。

まずは、収容の代わりとしてこれまで「仮放免」となる人には保証人が必要でした。元来の保証人の場合は仮放免のための保証金を入管に渡して、仮放免の条件を破ったらそれを失うというリスクがありました。しかし、保証人が仮放免者の日ごろの状況等について報告する義務などはありませんでした。

法案では、保証人の役割を果たす管理人は入管に監理措置で収容を解かれ、その人の管理の下に置かれたことになった人が入管のルールを破った場合にはそれを報告する義務が発生し、怠った場合は罰金等の罰則が生じることにしようとしています。これでは、支援する立場にある保証人・管理人とその管理のもとに置かれる人との関係を大きく影響するものになる恐れがあります。

また、このような収容に代替するような監理措置は、久保山先生が2018年の難民研究ジャーナルに投稿した論文でドイツの事例を取り上げて指摘したように、市民社会が難民申請者等でその様な措置の下に置かれた人を監視する役割を政府の変わりに果たすこととなります。そうすると、日本の市民社会と難民申請者や様々な理由で現在では収容・仮放免の状態に置かれている方との関係に亀裂が出来る理由を作ることになるでしょう。

運用にあたり、難民申請者の人権が侵害されるおそれがあるため。

政府が何を狙っているかよくわからない。

本当に難民性が高くてもなかなか難民と認めないし、はっきりした難民以外にも国に帰れない人もいる。そういうことに対して、しっかり本当に状況をつかんで対処してくれるか心配。人権とか命が一番大事なので、もっと日本に来る外国人に対して、他所者と見ないで寛大な気持ちで法律を作ってほしい。日本に来て刑務所に行った人、犯罪をしてしまった人も、改心して日本社会で働くなら受け入れれば良いのに、入管行政は一度罪を犯した者に対して条件が厳しすぎる。

逃亡等の防止のための監督管理という枠組みであり、対象となった個人・家族が地域で生活する上での最低限の諸条件をどう満たすのか保証するものではないため。対象者は精神面もさらに追い詰められることが予想され、支援に携わる民間団体としても支えきれなくなることを懸念しています。

いくつかの懸念点が、懸念だけで終わってしまえば、評価できるということになるし、懸念が現実になってしまえば、評価できないということになると思います。民間の管理人にある程度裁量を与えられるなら、お役所仕事で片付けられるよりは状況がよくなる可能性もあるのかなと思いますし、評価できる、できないと言い切る自信がないのでどちらでもないにしました。

私が入国管理局で支援している人も無期限収容に苦しみ、死にたいといった姿は忘れられません。日本国民としても恥であると感じました。とても法治国家とは言えない所業です。また、違法就労や難民が同等に扱われるなど、不当な扱いに関して是正を求めます。

①退去強制拒否罪の創設、②一定の難民認定申請者について送還停止効に例外を設ける措置の導入、③仮放免者逃亡罪の創設等を規定について反対する。

加えて、入管法改定案は、退去強制令書により収容されている外国人等について、逃亡のおそれの程度等を考慮して、外国人を放免し、監理人による監理に付す措置である④「監理措置」についても反対である。

かかる監理措置制度は、解放対象となり得る者の範囲を、問題が多い現行の仮放免許可制度よりもいっそう絞り込み、かつ、解放された者と同人を支援する者への締め付けをより厳しくする機能を果たすおそれがある。

何よりも、監理措置は、現在の日本の違法な入管収容制度を前提としており、これを何ら改めるものではない。即ち、日本の現行の入管収容制度は、収容の可否・継続に関しての司法審査を経ずに全て出入国在留管理庁の判断に委ねられ、逃亡の危険などの収容の必要性を問わない原則収容主義である上、収容期間にも上限がないが、このような日本の入管収容については、2020年8月28日、国連恣意的拘禁作業部会が、「国際法違反の恣意的拘禁に該当する」と認める意見を採択し、国際法に明確に反していると認定している。これを受けて当連合会も、同年10月26日、「国連恣意的拘禁作業部会意見採択を受けて、日本の入管収容における全件収容主義及び無期限収容を直ちに廃止し、国際法を遵守するよう求める理事長声明」を発出した。

にもかかわらず、入管法改定案は、これらの意見・声明を全く顧慮していない。

④監理措置制度の導入にも強く反対する。

- ・責任の所在、各人の裁量範囲、措置決定時の評価事由/基準が明文化されていない点。
- ・監理措置対象者に、福祉の観点の支援に関する項目が不足している点（経済的支援含む）。

- ・今回の制度は収容代替措置とされているが、収容しないことが前提とされていない点。

現行の収容制度・状況に問題意識を持ち、収容の代替措置を検討・実施しようとしている点は評価できますが、その呼称に始まり、内容は懸念が多く、評価しかねるので、どちらともいえない、を選びました。

人道的な目的での設置であることが明確でないこと

改正によって改善する点がない一方、法制度として大きな欠点があると思う。

従前からの仮放免者について、大きな変更はない。  
従前からの支援者にとっては、監理制度を利用することは難しい。

一方、将来、技能実習生制度のように、監理制度を利用して、弱い立場にある管理措置対象者を安価な労働力として利用する者については、まったく手当されていない。

監理人が、被監理人について逃亡の危険があると報告すれば、監理措置が取り消されるから、監理人は、被監理人に対して、技能実習生よりもさらに強い支配力を持っている。したがって、監理人が、管理措置対象者を自ら雇用することを禁止したり、監理人としての対価を徴取したりすることを禁止したりする等の規制を設けるべき。

また、監理人に対しては、入管や厚労省の天下りなどを、厳しく規制するべき。

監理制度は、十分に検討されておらず、不十分なまま法律を成立させることの弊害が大きい。

「被管理者」となる方の人権保障の視点・仕組みが完全に欠落している。また、支援団体を監理人として、入管当局の下請けの監視役のようにしようとしている。

気が狂っている。正気の沙汰とは思えない。

収容を代替する制度の導入は評価する。また監理措置下における逃亡防止策を講じることは妥当と考える一方、防止策の検討にあたって、過去の仮放免中の逃亡発生原因が十分に調査されたかは疑問である。罰則や住居・行動制約、出頭義務等の厳格な監理が適切な防止策と言えるか検証が必要と考える。

入管が恣意的に運用してきた仮放免を、入管の恣意性を保持したまま制度化させたものであり、不法滞在問題の解決にはならないからです。仮放免も弁護士が身元保証人となり、出頭命令に協力することを表明した場合に保証金の「適正化」や仮放免を認めるよう配慮することが、日弁連と法務省との間で合意された経緯がありました。ただ、最終的に仮放免を出すかどうかは入管の裁量にゆだねられていました。どういった理由かはわかりませんが、最近では仮放免が出されることが減ってきて、長期収容が社会的にも問題化しています。

今回の監理処置制度は、監理者を候補者の中から入管が選ぶことができるようになっていきます。つまり、被監理者が出頭日に出頭しなかったり、就労したりした場合に、以降同一の監理者を入管が排除することが可能になります。より被監理者を厳しく監理する監理者が選定されていくであろうことが予想されるわけです。被監理者に対する罰則も、監理者が厳しく監理することを正当化するものとして機能していくことと思われます。これは収容施設の外注化と言ってもよいかもかもしれません。簡単に言えば、いかにして収容にかかる経費を削減しながら、彼らを社会から排除したまま、無用の存在として放置しておくかという課題に対して、知恵を絞った結果なのだろうと思います。

知恵を絞る方向が全く間違っているわけです。そもそもこの問題の本質は、不法滞在の人をどのように処遇していくかという問題です。第一の選択肢は帰国させることですが、監理処置が必要な人々はそれが叶わないわけです。帰国できない理由がある人に対して、取れる対策というのは、帰国できない理由を除去することを除けば、日本社会に統合する方法を模索する以外にないわけです。「帰国できない理由」というのは、自国側の事情もあるでしょうし、日本側の事情（ex.家族がいるなど、日本社会に定着してしまっている）もあります。また、本人の健康上の理由というのものもあるわけです。こういった事柄というのは、広く「人道上の理由」と言われてきたわけです。難民の庇護権、家族統合権、子どもの権利など、そうした人間としての諸権利に照らして、彼らをどのように処遇するのが、民主主義国として適切なのかという議論をすることが、必要なわけです。民主主義国家として本来すべき議論は、これらの諸権利に照らして、どのような場合にどのような在留資格を与え、教育などの支援をしていけば、社会の中に統合できるのか。就労し、納税する市民として有益な存在にしていけるのか、という課題について、もっと知恵を絞っていただきたいと思います。

この制度だけどうにかしてどうにかなるものではない。収容を前提にしたまま。収容の要件や司法審査の導入などをしたうえで制度設計をするべき。

入管の茶番。無駄に予算を増やそうとしていることがみえみえ。ここ数年で仮放免運用を過酷にし、過酷にした分を監理措置の対象として、長期収容の責任を自分たちから市民社会や本人にすり替えようとしているのがせこい。

1. 監理措置の決定・取消が入管庁の判断のみにあること。
2. 監理人の選定も入管庁がにぎっていること
3. 監理人に届け出義務や罰則が科せられていること

監視下におくのはプライバシー（人権）侵害である。保護観察のような裁判所の判断に拠っていない。

管理人の選定を入管庁がするというところ  
生活状況等を管理人が届け出る...というところが危険かと

管理者に対する負担の大きさ（特に経済的負担）、また報告義務などは管理人が入国管理局に管理される側になることへの疑問を感じます。  
当事者の就労に対して曖昧であること等。

この制度だけどうにかしてどうにかなるものではない。収容を前提にしたまま。収容の要件や司法審査の導入などをしたうえで制度設計をするべき。  
入管の茶番。無駄に予算を増やそうとしていることがみえみえ。ここ数年で仮放免運用を過酷にし、過酷にした分を監理措置の対象として、長期収容の責任を自分たちから市民社会や本人にすり替えようとしているのがせこい。

「その他（評価できる部分とそうでない部分あり）」理由（自由記述）（原文ママ）

収容所に収容されることが阻止される可能性が増えたことは評価できる。しかし、監理人の義務が罰則をもって規定されているので、監理人になることを弁護士は躊躇すると思う。

(8) 監理措置の決定・取り消しについて、懸念される点をお答えください。（複数回答可）

	回答数	割合（126人中）
制度の名称に「監理」という表現が使われていること	87	69%
保証金の納付が監理措置の条件であること	87	69%
監理措置の要件が明確ではないこと	112	89%
監理措置取り消し処分の理由が告知されないこと	104	83%
監理措置対象者自身の責によらない理由(監理人の選定取消や、監理人が辞任や死亡した場合)であっても、監理措置が取り消されてしまう可能性があること	110	87%
代理人・保佐人・後見人による代理請求ができないこと	82	65%
特になし	0	0%
その他（※）	9	7%
合計	—	—

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

主任審査官という行政庁に判断が委ねられ、公正なチェックが期待できない。

今は特にわかりません

主任審査官から監理人に選任される立場におかれること

これ以外の放免のシステムが限局されている

被監理人が厳しい監視下に置かれ、監理人にも義務が課されるので監理人になる人がいなくなり、収容が今以上に増加すると思われる。

第三者機関の関与がないこと

監理措置自体、いままでの仮放免より良くないこと

各論ごとに改善してどうにかなる制度じゃない。

(9) 監理措置の決定・取り消しについて、意見やコメントがあればお聞かせください。(自由記述) (原文ママ)

客観的な判断基準の策定と公表に加えて、判断過程が外部から検証可能な制度にする必要がある。

收容の可否を含めて司法審査に付すべきである。

長期收容の代替措置が新設されること自体は望ましいと理解されるが、そもそも長期收容自体を廃止するものではなく、また、資力の有無によって利用できる範囲の人が限られる点が懸念される。

保証金の納付のような経済的負担を課すべきでない。

仮放免者の生活保障をせずに、管理し報告義務まで行うことは出来ない。

自国の情勢を理由として帰国できない難民者をケアできる制度を確立する必要がある。今回の管理措置の取り組みは結局のところ根本的な問題点を見過ぎてしているものと思われる。世界における日本の位置づけとして、このような制度の見直ししかできない我が国は非常に遅れており力のなさを感じる。

①判断の客観性と手続の適正が担保されていないこと、②監理人が不在となった場合において、新たな監理人が直ちに選任されない限り、一旦收容されることが不可避であること等は、大きな問題と認識している。

人による裁量ではなく、明確な規定を設けるべきである。

監理措置という考え方自体に反対であるが、たとえ認めたとしても決定・取り消しに第三者か司法が関わるべし。

入管が全て握っており、非常に危険なものを感じます。

全件收容主義の代わりに今次の管理措置が導入されようとしていることを懸念している。

監理措置対象者の責によらない理由で監理対象外とされることに大きな懸念を感じます。

主任審査官が「相当と認めるとき」という要件は、主任審査官に一任するのと同様であり、仮放免以上に收容されずに手続が行われる保障が全くない

恣意的に運用されないようにするための担保が何も無い。検証もない、事前の司法審査もない。

決定・取消しの要件を明確にして、行政の裁量に歯止めをかけるものにすべき。

どのような形で管理措置が決定・取り消しがなされるのかわからない。恣意的な運用がなされる恐れもある。

明確な回答を持って行って欲しい。

難民認定申請者の問題については、少なくとも出入国管理及び難民認定法を国際人権基準に則って改正すべきである。

入管庁の意に沿わない管理人・管理団体について選定されない、仮放免者の利益を守る事が出来ない。

保証金の納付ができない為に收容が続くのは人権侵害だと思います。難民認定に曖昧さがあるのと同様に、措置の決定が入管の裁量に委ねられるのでは実際に機能しづらいと考えます。

收容は、目的を限定し、期間に上限を決め、裁判所の決定にしたがって收容を終了させなければならぬ

い。収容所を出れば、その個人は自由であり、監理のもとに置かれるべきではない。

収容にかかわる措置として監理措置をアピールしているが、収容制度そのものに上限を定めたり、司法審査を入れるという国連等の勧告は今回の法改正では、全く取り入れられていないまま導入された監理措置は、その決定や取り消しは、入管の裁量で決定されるものであり、長期収容の解決策となることはまったく期待できない。

人の命がかかっていることを、「措置の決定・取り消し」という安易な手続きによって解決できると思っている点に根本的な疑問を感じます。

決定と取り消しについて、国と管理措置対象者が互いの利益又は妥協点が合意出来れば一番良いと思います。なかなか向き合って話し合えないので、とても無謀な意見です。

このような制度の創設は不要。管理措置を含めて今回の法案は廃案が妥当です。

監理措置の決定基準が明確でない。同じく監理措置の取り消しについても理由が明らかにされない。

これまでの出入国管理における難民認定の可否でさえ、不認定理由が不明瞭な点が多い中で、監理措置の決定・取り消しの要件が明確でない事は、対象者だけでなく彼/彼女らを支援する人々にも大きな負担を与えていると思います。制約を設ける場合は、綿密な要件の明示が必要であると思います。

これまでも不透明であった仮放免制度に、さらに不透明な制度を新設して問題解決からいっそう遠ざかる、という印象でしかない。

- ・ 監理措置の要件が明確でないこと・監理措置取り消し処分の理由が告知されないという事は、入管が恣意的に判断できるということ。せめて明確な一定の基準を設けるべき。
- ・ 保証金の上限が300万円というのは高いと感じる。

日本に身よりのない人などには、厳しいものになるのでは。

全てにおいて曖昧で、これまでと同様に理由が告知されない制度は運用されるべきではありません。

今回の監理措置は、これまでの仮放免許可制度のマイナーチェンジでしかない。

三権分立に反するとも思うし、対象者はいつも怯えて、暮らしにくい社会に放置され、一方的にそれが決定されたり取り消される恐怖の中で生活させられていくと思う

管理人の辞任等により、取り消されることがあるのは問題である。長期に渡る場合、何らかの事情で管理人が続けられなくなる場合もありうる。

入管が決定すべきではない。

恣意的拘禁といわれる実態の分析と適正な手続きに向ける政策こそがいま必要

被監理人が監理人の解除請求すらできないことは問題である。搾取の温床になりやすい。

7に既述のとおり

「監理措置」の要件が明確でないため、対象者ご本人の意思に関係なく、「監理措置」が行われる可能性があることを懸念している。

設問7でも述べた通り、対象者に保証金を納めさせて「管理」することにそもそも同意できません。監理措置の要件も取消処分の理由も明確にしないまま、曖昧な決定で人を「管理」することは許せません。母国に帰国できない境遇にある人を理由も明らかにせず「管理」したり「収容」したりするのは、彼らの人権を踏みにじることに他なりません。

前記のとおり「監理措置」はあるべき収容制度の原則から逸脱するものである。特に監理を民間人に委ね、監理措置の決定・取り消しが、一方的に当局の裁量で行われることは、監理する民間人に難民監理の責任を押しつけるものであり、「監理措置」の導入は司法制度の根幹にも抵触する深刻な問題と考える。

取り消し処分の理由は告知されるべきであり、処置の対象の基準は明確化されるべきだと思う。

漠然とした基準ばかりのように思えます。  
個々のケースにはっきりした理由説明が全く期待できません。

なんみんフォーラムの意見書の内容に同意します。

監理措置の決定においては保証人制度よりもさらに入管による決定権と恣意性のたかい制度になり、それで監理人を見つけること自体が困難になると懸念します。

取り消されると即収容されるのか、収容された場合長期化しないための規定は設けられるのか懸念しています。

難民フォーラムの意見書に賛成です。

・取り消し処分の理由が明示されない点に対して、全ての決定が入国管理局のブラックボックス内で行われることは非常に強い懸念を覚える。  
従来より、プロセスの透明化は難民認定においても求められていたことであり、今後改善されるべき。

監理措置の導入により収容を解くことができる対象が広がった一方、仮放免の対象が「健康上、人道上その他これらに準ずる理由」と明確化された。これにより仮放免の対象が従前の運用より狭められ、対象から外れた人がより厳格な監理措置下に置かれることを懸念する。

入管の裁量が大きすぎ、恣意的な運用を制度化したもので、制度の名に値しないですね。

(10)監理措置対象者の処遇について、懸念される点をお答えください。(複数選択可)

	回答数	割合 (126人中)
すべての監理措置対象者に対して就労が許可されていないこと	114	90%
監理措置対象者の生活保障について、国による予算措置が不明瞭であること	111	88%
監理措置対象者の住民登録や国民健康保険への加入の可否が不明瞭であること	114	90%
監理措置中の住居がどのように確保されるのかが不明瞭であること	110	87%
監理措置中に逃亡した場合に罰則があること	91	72%
就労許可のない監理措置対象者が就労等を行った場合に罰則があること	105	83%
特になし	1	1%
その他 (※)	9	7%
合計	—	—

※「その他」詳細 (自由記述) (原文ママ)

就労許可された場合にピンはねする貧困ビジネスへの危惧。

そもそも、国際法違反の収容制度を前提としていること、その他、7の回答をご参照下さい

労働することは人間にとって権利です、.

ありとあらゆる点！

緊急医療費の確保が明示されていないこと

処遇に関しては仮放免と大差ないと思われませんが、おそらく仮放免の身元保証人よりも監理者は精神的にも厳しく監理することになるかと思えます

各論ごとに改善してどうにかなる制度じゃない。

何のための、誰のための監理措置か、大きな疑問が残ります

(11)監理措置対象者の処遇について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。(自由記述) (原文ママ)

様々な制限を付けておきながら経済的負担は対象者や支援者任せとして、一方でコントロールだけ及ぼそうという制度は無責任である。権利制約に見合った補償が最低限必要である。

当然ながら監理措置対象者については人間の尊厳を維持することのできる生活保障を行うべきである。また、就労許可についても柔軟に認め、労働を通じた自己実現・社会貢献を可能とすべきである。

これは監理措置対象者に限った話ではないが、およそ自活をしていくためには就労が不可欠であるところ、それを認めない理由がまったく理解できない。所謂経済移民を取り締まりたいということかもしれないが、むしろ労働を許可せずに困窮の末に犯罪や非合法的な労働に従事させるよりは、むしろ就労状況を把握したうえで、終了を許可すべきと考える。また、実際に日本語以外にロクに通じず、他の先進国に比べても給与水準の低い我が国にわざわざ経済移民としてくるインセンティブはもはやないのであって、その立法事実自体が最早、バブル時代の遺産でできなく事実誤認である。

就労できないならば収容されているのと一緒にである。

就労が可能になること。身分が保証できる「在留カード」の発行。住民登録ができるようにすること。このことで健康保険にも加入できるようになる。在留カードと住民票があれば、銀行カード・携帯電話の契約・住居の契約とが可能になり、社会生活が送れるようになる。

国は、現在の仮放免者と同様に、住居・生活保障や健保について一切対象としない(「自助」に委ねる)ことを想定しているのではないのでしょうか。

対象者に然るべき決定が下される間、対象者の人権が保障される制度を確立するべきである。例えば、頼れる人が居る人も居ない人も住居ならびに生活の保障をする仕組み作りと法整備を進めるべきである。

対象者の基本的人権を保障するという観点を100%、取り入れなければならない。

何のための、誰のための監理措置か、大きな疑問が残ります

監理措置対象者の処遇の内容を見ると、彼/彼女らがまっとうな生活ができるのか危惧している。

就労した場合に罰則が科されるのは生存権の侵害に当たり絶対にすべきではない

実際どのように生活するのか、なんのリアルなシミュレーションもなく提案されている。就労と一言に行っても、言語ができない人もいる、まじめに考えた政策でない。

健康保険の加入や就労を認めることで、最低限の生活を維持でき、人間的な生活が出来るようにすべき。

就労を認める、国保に加入できるなどの措置や、居住場所への援助措置などがなければ、仮放免されても、野垂れ死にしかねず、絵にかいた餅のような法律になります。

監理措置対象者はどのように生きていけばいいとお考えなのかわからない。

監理措置対象者の具体的な生活状況が思い描けない(予測出来ない)です。

退令発布前の対象者には許可されることがある、という点と上記アンケートの選択肢との関係が分かりにくいですが、原則許可ではない、というところでしょうか。

監理措置対象者は動物やロボットではなく人間である。人間としての尊厳を尊重するという観点に基づい

て、差別的制度を根本的に見直さなければならない。

対象となる仮放免者に対してこの国で生きる権利を保障するものとして特別在住を早急に許可すべきです。対象となる仮放免者に対してこの国で生きる権利を保障するものとして特別在住を早急に許可すべきです。

十分な支援もせず就労もできないのであれば、今までと変わりありません。仕事をして日本社会に貢献したい・身の回りの物くらいは自分で購入したいと考えている方も多い筈です。誰でも当たり前の小さな幸せを感じられる処遇にすべきです。

監理措置自体に問題がある。  
就労の自由が認められるべきであり、医療や住居の便が図られなければならない

上記10で懸念点としてあげたとおり。

現在の仮放免と変わらない。就労ができず、各種社会保障制度からも排除されることで、当事者の健康や命が脅かされる点は同じ。

やむを得ない事情で帰国できず、在留する人々には、最低限でも生活できるようにするべき。

例えば、一定条件を満たしている管理措置対象者が日本の社会で危険性の無い方々とみなすならば、就労の許可は与え、該当者の日本語能力や適応能力に応じた職業の斡旋までサポート出来るような処遇が望ましいと思います。みんな初めから規則違反をするつもりで日本に来たのでは無いと信じています。

就労許可を与えて、1年に1回の出頭でいいんじゃないでしょうか。それで、普通に働いて生活して税金納めてたら、収容する必要ないじゃないですか？それでも収容しなければならない理由がありますか？

まあ、人道的滞在許可（就労許可付き、1年更新）でも同じことですけどね。

まともに生活権を保証する内容ではありません。

監理措置対象者への生活保障、就労、基本的人権の尊重がなされた処遇となるよう強く望みます。

措置対象者の人権特に生存権が重視されるべきである。

今でさえ対象者の厳しい生活が更に厳しくなるのかと考えると、あまりにも非人道的ではないかと感じます。「罰則」の追及より、対象者の社会での自立を念頭に置いた処遇改善が図られるべきだと思います。

- ・就労が許可されないのは論外。どう生きればいいのか。
- ・生活保障や住民登録など、不明瞭な点が多すぎる。制度として欠陥だらけに感じる。

監理措置対象者の生活・医療・住宅の保障を法律上、位置づけるべきだと考えます。

就労できないという事は、生きる権利の侵害に当たると思う。

監理措置対象者は、そもそも一体何の罪に問われているのでしょうか？何故監理措置対象とならざるを得ないのでしょうか？

難民認定率の極度に低い日本で、国外退去命令に従えない事情があるから難民申請を繰り返さざるを得ない状態が罪なののでしょうか？

現在同様、働けもせず、住民登録も出来ず、医療も福祉も全ての制度を利用できぬままだとするならば、収監されないことだけを良しとしてどの様に毎日の生計を立てればよいのでしょうか？

この状況下に置くこともまた無期限収容と同様、明らかな人権侵害ではないのでしょうか？

仮放免の方々一人一人異なる背景を持っており、入管はそれらについて十分な情報を持っているはずで、その情報を正当に利用して人道的考察に基づいて在留許可を出すべきです。

監理措置が認められなければ無期限収容が続くのも変わらない。

これまでと変わらず、基本的人権が守られていない冷遇措置だと思います

なんみんフォーラムの意見書に賛同します。

監理措置の名のもとに、就労を許可せず、社会保障もなく、地域で生活することはほぼ不可能だと思われる。改正案は、外国人管理を優先するあまり、生活をしていかなばならない人間であるという側面についての配慮が欠落している。

管理下におかれ、精神的にも経済的にも圧迫され、人権を軽視している。

就業を認めなければ、出所しても生活ができない！ 難民条約に則って対応すべき。

人間として労働する権利の保障が必要

就労許可を出さないのであれば、本人に直接生活保障をするか、シェルターなどを準備して困窮を防ぐ手段を講じるべきである。

- ・就労許可について：全ての対象者に許可されないことに加え、在留資格のある、特活6ヶ月の難民申請者でさえ、在留期限が短いことがネックになることがある現状を考えると、更に就職活動が難しくなるのではないかと推測する。
- ・住民登録について：特に就労許可がある場合、納税はしなければならず、住民登録の可否が不明瞭であることと矛盾することにならないか
- ・予算措置について：就労許可が無い場合は特に、生活費を含む、生活の全てを監理人が丸抱えしなければならず、現実的ではない。

就労も許可せずに、どうやって暮らしていけというのですか。住民登録も国民健康保険への加入も明確に規定せず、住居の確保もせずに、どうやって暮らしていけばいいのでしょうか。国の責任を放棄して、支援者の寄付を充てにしているのでしょうか。どのような立場の人であれ、生活権は保障されなければなりません。特に母国に帰国できずに日本にとどまっている難民認定申請者の人権はしっかり護るのが日本の役割です。

「補完的保護対象者」や「在留特別許可取得者」はもとより、退去強制令書が発付されても「仮放免」が認められている人に対し、政府は生きるために必要な支援をするべきであり、少なくとも彼らの就労を禁じるべきではない。

難民申請の結果が出るまで、生活費等公的に保証される国もあります。就労不可ならば当然。就労可でも雇ってもらえるか。

監理措置対象者へ対する支援が制度化されておらず、対象者の権利保障が十分に行われなことを懸念する。また監理措置対象者の収容所外での生活支援については入管庁で対応できない事項と思われるため、関係省庁や市民組織と十分な協力をすべきと考える。

やはり、多くの場合は難民申請者が対象となる以上は、申請期間中、日本でちゃんとした生活ができ、健康等の問題には適切な医療的なケアや精神的なケアが受けられるようにしないとイケません。

仕事をするということは、日本にとっても良いことだと思う。  
もっと逃亡する原因を考えてほしい。  
働かないと食べていけないのに働いたら罰則というのはおかしい。  
外に出ても生きていけるように労働者として認めてほしい。

言葉や背景の違いから、退去強制令のもつ意味や、受けているか否かを十分理解できていない人もいます。本人が何が起きるのかを理解し判断できるよう十分な対処・移行期間が必要と思います。働くことは基本的な人権と捉えています。就労が叶わない場合の保障が必要。

内容が複雑であり、対象者が100%理解するのが難しいと思います。故意でなくとも、違反して収監されるというような状況が懸念されますね。

- ・生計の維持に責務がない監理人が、監理措置対象者の就労許可に同意が必要な構造には、責務と職務内容の不一致が発生している。
- ・就労許可がおりなかった対象者、就労が様々な事情によりできない対象者に対する経済的な支援がないため、早急に策定されるべき。

収容されなくなっても、どのように生活が確保されるのか明確でない点は、特に懸念を覚えます。長年の課題である難民認定制度やその他の補完的保護の実践・due process が劇的に改善される見込みがない中

で、この「管理措置」の期間が不透明また、長期になることが予想されることから、対象者の就労許可、就労できない人への住居・生活支援について、人権を尊重した対応が検討されて、その実施が明文化されることを願います。

医療を必要とする場合の財源措置が必要です。

現在の仮放免者の苦境を踏まえると、この監理措置の内容では、その就労や社会保障などの状況がまったく改善されないまま、管理だけが強化されかねない。

(12)監理人の役割・義務について、懸念される点をお答えください。（複数選択可）

	回答数	割合（126人中）
監理人の役割に対象者の生活状況の把握が含まれていること	85	67%
監理人の役割に対象者の指導及び監督が含まれていること	100	79%
対象者の生活状況、監理措置条件の遵守状況を入管庁へ届け出る義務が監理人に課せられていること	113	90%
監理人が対象者を支援する目的が「条件遵守の確保」のためと規定されていること	102	81%
監理人に対する罰則が規定されていること	115	91%
特になし	1	1%
その他（※）	4	3%
合計	—	—

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

入管が選定取消ができること

ありとあらゆる点！

各論ごとに改善してどうにかなる制度じゃない。

監理しがんじがらめにするためのものにしか受けとめられません

(13)監理人の役割・義務について、ご意見やコメントがあればお聞かせください。（自由記述）（原文ママ）

仮に弁護士が監理人となれば利益相反の問題を生じることになる。従来からの支援者が入管の手先に成り下がりかねない制度は不自然極まりない。

家族などでは無い第三者が、対価を得ることなく上記の監理人の義務を履行することは困難であり、特に複数名に対してその義務を履行することは不可能に近い。監理人が不足することが懸念される。また、監理人となることについて対価を得ることが当然となれば、商業目的で監理人となる者が増加し、監理人のモラルハザードが懸念される。

監理人に生活支援を、努力義務とはいえ、求めることは、過度の負担と考える。  
また、監理によって何らの利益を得ることのない監理人に罰則を課すのは適当でないと思う。

こんなのでは監理人のなり手がいない。国による私人への責任転嫁に思われる。例えば就労を許可しない被監理者については監理人が生活の面倒も見ろ、ということか。

報告義務と罰則まである管理人にボランティアでなる人は、何か利益を得るための人ではないかと思う。

現在の仮放免の身元保証人と比べて、具体的な役割が大幅に拡大・強化されている上に過料の制裁まで科される立場になることから、そのリスクをカバーできるほどの収益を得て営利目的で監理人を引き受ける形（いわば監理団体のような形）でなければ、第三者は引き受け困難だと思います。

監理人（民間）が対象者の生活状況の把握・指導及び監督・それに係る義務を果たすことは、時間及び身体的拘束・知識・スキルの点で現実的ではない。

監理人という言葉を変更すべき。支援者や弁護士がケースワーカーとして支援する立場であることを明確にし、これと矛盾するような届出義務は削除すべき。

監理人に対して義務のみならず罰則まで課すことは不当であり、全く受け入れられない。

7の回答をご参照下さい

今次の管理措置の内容を見て、管理団体に名乗りを上げる団体がどれくらいいるのか懸念している。

弁護士やその他の（これまでの）支援者が監理人として指定された場合、彼ら自身が入管庁の監督下に組み込まれる構造なので、利益相反や、これまでのような支援関係ではなく支配関係になる懸念があること。

善意の民間人に義務が課される理由が全くわからない。対象者を一人の人格者としてみなさず、監視を要する者とする点で差別的である。

だれがそんなことをやるのか。また、入管から金をもらってやる人間が出てきて、そいつが搾取することだってある。すでになんみんフォーラムに参加しているNGOでもそんな組織がある。

真面目な人程、監理人の義務を負担に感じてしまうのではないか。それによって、監理人のなり手がいなくなってしまうのではないか。

質問12のすべての項目が問題であり、監理人になる人がいません。監理措置対象者を支援するということは、とても大変です。生活のすべての面倒をみることになれば、監理人になる団体や人はほとんどいないでしょう。

監理人に何を求めているのかわからない。

監理対象者を依頼者とする、監理人の役割・義務を果たすことは、弁護士倫理と抵触するので、依頼者の監理人は出来ない。そうすると、当局は、監理対象者と関係のある弁護士以外の弁護士の中から監理人を選ぶことになるのか？

実際上も、仮放免の依頼者の中には、不法就労を私には打ち明けてくる者や、逃亡後も私には連絡をとってくる者、逃亡していなくても連絡先電話番号は私には教えても入管には秘匿することを希望する者などもあります。

私は、そういう者たちとも信頼関係を構築し、逃亡している者でも、病気になったり身柄拘束されるなど困った時にはいつでも手を差し伸べる関係を築きたいと思うので、監理人の義務は果たせません。

きわめてこんな状況にある監理措置対象者を支援しようとする人々に対してまで罰則を含む過大な負担を課そうとするのは決して許されることではない。

管理人が対象者にたいして生活の隅々まで把握、入管庁に報告するならば対象者との信頼関係を破壊しかつ多大な負担を課す。管理人になり手が無くなり、長期収容や送還忌避罪を適用される人が増える。

管理人が監督をしながら信頼関係を築くのは容易ではないと考えます。

全く問題にならないほどの悪制度である。対象者を犯罪人としてみているようだ。こんな制度は要らない。

上記12で懸念としてあがたとおり。

支援者を委縮させるものだと思います。

今後、このために保証人を引き受ける人が減れば、保証人を引き受けてくれる人のあてがない被收容者は、帰国する以外、無期限收容となる危険が増えるのではないかと危惧する。

監理人の目的が規則違反の監視では無く、不都合を正し認識不足や知識の不足を見つけ日本の社会に適合出来る様に正していけるような役割や責任を担う事を目的としたらより良いのではないかと思います。

監理人を監理しがんじがらめにするためのものにしか受けとめられません

課される義務が多過ぎます。それに、届出の書類とか作っているのに労力を取られ、対象者一人一人の方の話を聞きサポートする余裕が今まで以上になくなります。管理管理とありますが、一体国は何を管理したいのか不明です。データですか？人権ですか？

一民間人である監理人にこのような役割義務を負わ、しかも罰則まで規定していることに強い憤りを感じる。

監理人の役割に義務・罰則が付けられていることから、（言葉は荒いですが）まるで政府が外国人問題を民間に責任転嫁させたいような意図を感じてしまいます。また、「監理人」の負担を増やすことは、彼／彼女らの本来の活動に負担を与えることとなってしまっただけでなく、今後こうした問題に真摯に取り組みたい人々の参画意欲を削いでしまう可能性があります。移民難民問題は社会全体で包括的に取り組むべきものであり、それを政府が主導して負担をかけるべきものではないと思います。

監理人の責務や刑罰規定があることから、支援者や団体が実際に監理人を引き受けることを躊躇するのではないかとということが気がかりな点です。また上記のコメントで記載した通り、入管行政の下請けのように支援者が関わるような立てつけがみられることも、今後の難民・移住者支援にとって懸念されることではないかと思います。

・負担が大きいと感じる。監理人を引き受けられる人は少ないのでは。

公的機関が責任を放棄して民間の監理人に責任を押し付ける、という仕組みになっているのは問題だと考えます。公的機関が責任を果たすべきです。

11に記載した通り、監理措置対象者が何故監理措置におかれねばならぬのかも明白にされぬまま、監理人を民間人に押し付けることに反対です。これまで、国が基本的な人権すら与えない仮放免の方々を何とか暮らしていける様に支援してきた支援者や支援団体に、権利はないまま義務だけ課すといのは、全く理解できませぬ。

入管－監理人－監理措置対象者の間で利益相反が生まれてしまう。

監理人をする人が減ると思います

従前の仮放免保証人と比較して義務が加重されており、監理人のなろうとする者が大幅に減少することが予想される。日本に逃れてきた難民申請者には、適切な援助者がいないケースも多いため、收容から解放される道を事実上閉ざすことに繋がるのではないかと。

対象者の生活を逐一把握することは困難で、過度な負担を課している。

管理人に罰則を規定するのはナンセンス。対象者は犯罪人ではなく、プライバシーを確保されるべき。管理人は対象者との信頼関係のみに基づいて行動すべき。

弁護士にとっては義務の衝突となる

民間人に無償で入管の代わりをさせようとしていて、虫が良すぎる。

・対象者の指導・監督や入管への報告義務など、対象者との信頼関係が築けないような役割を担わねばならない。  
・対象者との信頼関係に基づき支援を行っている団体や個人は受けられないような役割の設定になっている。

管理人に想定されているのは、監理措置対象者の親族、弁護士、知人、弁護士、支援者、支援団体となっています。これらの人や団体は、困っている対象者を親身になって助ける立場の人たちです。支援団体が

対象者を指導・監督し条件の遵守状況を入管庁に届ける役割を担うのは、対象者に寄り添って支援する本来の役割に照らして無理です。まして管理人に罰則が規定されていることは、到底受け入れられません。管理人にそのような役割や義務を課すことは、対象者から支援者を奪うこととなります。彼らは一層孤立し、心身の健康を損ね、追い詰められ、絶望するだけです。自死を選ぶ人が出てもおかしくありません。日本に期待をかけてやってきた難民申請者は日本への不信感を強めることでしょう。今も、日本が好きなのに政府の仕打ちはひどいと思っている人はたくさんいます。法務省・入管庁は、もっと建設的で健全で、「保護」を目的にした制度を考えてください。

本来責任を負うべき当局が責任を放棄した上、民間人の労力や経済的負担で、対象者の監理を民間人に委ね、当局が民間監理者をも監視下におくことが、当局のなすべき措置とは思えない。

難民への支援なのに、監理する？  
根本的に違ってきます。

もうすでに書いたように、監理人が監理のもとに歩く人がルールを破った場合に報告しなければいけないことは、その関係をくずす原因ともなります。入管が送還したいひとでも支援者はその人が難民であると信じていたり、他の人道上の理由から日本に残ることの必要性を訴えることもあるので到底このような措置に協力できなくなるでしょう。

義務の遵守は難しいので罰則が心配。

生活状況の把握とはどこまでを想定されているのかがわからない。  
指導及び監督できる立場にある人が思い浮かばない。

政府が、難民等に関して非常にネガティブな状況の中での、監理人の役割や義務は非常に懸念されます。まず、ポジティブな姿勢を見せること、それをサポートするのが監理人という位置づけを作してほしい。

- ・必要な知識や経験、スキルを持つケースワーカーではなく、一般人が「監理」をすることは個人により大きな裁量の差が生まれることが想定される点に懸念を覚える。
- ・「監理」における倫理規定がないため、早急に策定されるべき。

正直、この条件の中、誰が「監理人」の役割を引き受けられるのだろうと困惑してしまいます。これまで支援団体を通して、難民・難民申請者等の支援に携わってきましたし、これからも携わっていきたくと思っていますが、この条件では、利益相反になると思いますし、信頼関係の構築が難しいと思うので、とても引き受けられるとは思えません。保証金も、個人ではとても用意できる金額だとは思えないので、懸念です。

支援に関わる団体として、このような役割・義務を課されては、当事者との信頼関係が成立せず、守秘義務も守れず、まともな支援活動が成り立たなくなる。私たちは、入管当局の部下や下請けの監視役ではない！！

入管庁に適切な監理人を選定する能力、監理人を適切に監督する能力があるか不明。また監理人への金銭的支援等が制度化されておらず、ボランティアの監理人に依存する不安定な制度であると考えます。また監理人による監理措置対象者への生活支援が努力義務にすぎず、対象者の権利保障が十分に行われないことを懸念する。関係省庁や市民組織と連携し、責任のある監理・支援体制を構築すべきと考えます。

(14)政府案が提案する「監理措置」の監理人を引き受けたいと思いますか？

	回答数	割合
引き受けたい	0	0%
どちらかといえば引き受けたい	5	4%
どちらともいえない	5	4%
どちらかといえば引き受けたくない	8	6%
引き受けたくない	46	37%
引き受けることができない	58	46%
その他（※）	4	3%
合計	126	100%

※その他：絶対に引き受けない／引き受けたくないが、引き受けないわけには行かなくなると想定／監理措置の監理人としては、引き受けたいとは思わないが、被収容者との信頼関係があれば、引き受けたいと思う／質問がわかりません

(15)その理由を教えてください。

「どちらかといえば引き受けたい」理由（3件）（自由記述）（原文ママ）

恣意的に選ばれた内部の人よりも貢献できると思います…。
家族であれば信頼出来るので、夫の監理人を引き受ける覚悟はあります。（依頼があるならば）その他の人については良く考える必要があります。
厳しく監理するというよりも、寄り添いながらサポートしていきたいと思うから。
収容状態から解放するため

「どちらともいえない」理由（5件）（自由記述）（原文ママ）

外国人を支援したい気持ちはあるが、監理人の負担が大きいから。
まさに「どちらともいえない」から
他の監理人に任せるくらいなら、十分な資金的援助があったうえで、生活支援を行いたい。
監理人の義務が不明瞭なため、判断できない。

「どちらかといえば引き受けたくない」「引き受けたくない」「引き受けることができない」理由（112件）（複数選択可）

	回答数	割合
監理措置対象者の生活状況を把握するという監理人の役割は不適切であるから	68	61%
監理措置対象者を指導及び監督するという監理人の役割は不適切であるから	80	71%
監理人の届出義務が利益相反となるから	80	71%
監理人の届出義務が監理措置対象者との信頼関係構築の弊害となるから	85	76%
監理人が対象者を支援する目的が、監理措置の条件遵守の確保とされているから	72	64%
監理人に対する罰則が規定されているから	92	82%
すべての監理措置対象者の就労が許可されていないから	76	68%
対象者への生活保障や必要な支援の予算措置が明らかではないから	79	71%
対象者の住居確保のための支援や予算措置が明らかではないから	76	68%
その他（※）	10	9%
合計	—	—

※「その他」詳細（自由記述）（原文ママ）

対象者の生活状況指導・報告など一個人では不可能
個人として引き受けるには限界があると感じる為
これまで支援者、支援の対象者という信頼に基づく関係が、監視役、監視される側という明らかに異質な関係に変容してしまう。国の手先として外国人を監視する仕事など金貰ってもやりたくない。
守秘義務と依頼者に対する誠実義務と、監理人の届け出義務とは矛盾するから。
制度の枠に収まれば懸念点の多い制度・措置に加担することになりますので、たとえボランティアであっても追認するような行動はしたくありません
義務を完全に履行できないから
前記7の回答と同じ。
外国籍者を敵視し危険視し管理し排除するための組織である入管の下請などになるつもりはない。

C. 収容に関する法改正はどうあるべきか、ご意見をお聞かせください。（自由記述）（原文ママ）（設問16）

まず人として迎えよ
直ちに廃案とすべきと考えます。
廃案にすべきである。
逃亡のおそれがない限り、収容しないという方向での改正をすべきです。
人身の自由を尊重し、収容は例外的かつ最終的措置であることを明確にする法改正を行うべきである。また、長期収容問題の解決のためには、国際スタンダードに則った難民保護制度を構築することが急務でもある。入国管理と難民保護は、時に目的が相反しうることから、それぞれ別々の独立した法律とし、所轄する官庁も分けるべきである。
難民認定申請者の収容は、日本社会の秩序と住民の生命身体財産を守るために必要な最低限度の範囲に留めるべきと考えます。
人権というのはそもそも人が生来生まれながらにして享受すべきものである。収容は身体的自由を制限する人権侵害の最たる例である。また、テクノロジーの発達にもかかわらず、収容という物理的な方法で監理する、ということがナンセンスである。むしろ、テクノロジーを活用した生活状況の把握や就労状況の把握を前提に、生活の自由を保障するべきと考える。
収容環境の改善を図るべき。
廃案にすべきと思う。
国際法にしたがい、最後の手段と位置付け、必要性相当性のある場合に限り、上限を設け、司法審査を設ける。
難民者はとりわけ何らかの理由があって現在の状況にあるわけで、日本はそういった方々の支援をもっと積極的に行うべきであり、現行法及び法改正は根本的な現代の諸問題に対応するものではない。
様々な意見が出ているので、しっかり加味して議論を進めて欲しい。
まず、①収容の要件の法定、②退令収容期間の法定（収令収容については期間短縮）、③令状主義の導入が、まず優先されるべき
収容者と非収容者の幸福追求の一点に絞り、改めて議論を重ねる必要があるように思います。
難民認定の水準を高めることが前提であるが達成できていない。不必要な収容の回避のために国と民間や弁護士との適切な意味での役割分担が必要であるが、民間や弁護士は国の手足ではなく、生活が円滑にいくよう対象者を支援する者としての立場を徹底したものにするべき。
収容はやむを得ない例外的な状況に限ること、また収容については司法の審査を経ること、収容期間の上限として6ヶ月以内とすること。
1、手続保障について
収容令書、退去強制令書は、身体を拘束するものであるから、裁判官の発する令状を必要とするとすべきである。
2、収容中の処遇について
これまでの被収容者の病状が悪化して視力を失う等の後遺症が残ったり、精神を病み自殺した事例などがあったことから、被収容者の健康状態が収容に耐えうるか否かについて、特別の不服申立ての制度が必要であり、不服申立てがあった場合には、

医師による審査を必須とすべきである。

### 3、仮放免について

現状の仮放免の制度のままで、その運用についてガイドラインを公表すべきである。  
保証金無し、もしくは保証金1万円～5万円程度での仮放免許可を原則とすべきである。  
仮放免中、憲法が外国人にも保障する生存権を保障するため、留学生と同程度の時間、就労を許可すべきである。

収容に関して、野党が提出した難民等保護法案・入管法改正案のように、包括的な法として改正されるべきだと思います。

収容は最後の手段として取られるべきであり、現在の無期限収容は直ちに直視されるべきである。

先日の森発言により日本政府およびその周辺は人権認識において世界基準から大きく劣後していることがあきらかになった。難民認定、収容においても同様むしろそれ以下であることを政府、法務省はよく認識することから始めなければならない。人権において世界をリードしてほしいが、せめて恥ずかしくない国にしなければならない。

収容令書、退去強制令書は裁判所の判断によること。送還できることが確実な場合に限り収容とすべき。その期間も6か月を超えないこと。

国際法を遵守したものになるべきです。当たり前のことを日本がまだ出来ていないことが恥ずかしいです。

収容期間の上限を定め、収容者の保護を規定するものであるべき。

難民及び難民支援者のあらゆる権利が守られることを大前提に、収容は最大限避けるべき最終手段として位置付けられることを求めます。

現状を以下の点で修正する内容でなければ改「正」とは言えないと考えます。  
(1) 収容の開始、継続、終了の各段階において、刑事訴訟手続と同様、司法による判断を要件とすること。  
(2) 収容期間に上限を設けること。その上限は、主要先進国の法制度も勘案し合理的な年数であること。

全件収容主義を廃止し、法律上の要件がある場合のみ例外的に収容する制度とするべき  
上記要件の有無について司法審査を行うべき  
収容期間の上限を定めるべき

①収容に対する事前の司法審査、②収容期間の上限設定、③仮放免不許可の際の理由付記、の3点は少なくとも緊急に行うべき。

収容について期間制限、司法審査を設ける。収容はあくまでも例外的措置とすべきである。

収容それ自体の政策を論じることが間違い。まず難民認定、在特実務をみなすべき。おそらく現在の仮放免者の90%近くが、人権規約委員会の決定や難民認定ハンドブックの諸原則を適用すれば救済され、収容される人はおそらく100人程度しかならないだろう。法改正は事前の必要性と他の代替手段の不存在についての司法審査と定期提な司法による同様の判断を課すべき。収容細則などを刑事収容施設法施行規則なみの水準に高めること

収容期間の上限の法定、収容の可否について裁判所による判断、仮放免中の就労許可・健康保険加入、前提としての難民認定機能の入管からの切り離し・難民認定基準の見直し(条約基準に)

まず、国際人権基準にのっとった改正を行う。司法判断を経ない長期のそれも無制限の収容がないようにすることが必要。

また、現在の難民認定制度は迫害の明白な恐れについての客観的な証拠を求める傾向があるように思われる。そのために、難民認定がほとんどなされず、他の諸外国であれば、おそらく難民と認定される人も認定されずに、在留資格がないまま入管で収容されているのが現状と思われる。難民認定制度の適正化(明白なおそれを緩やかに運用、客観的な証拠までは不要とする)などもセットで必要と思われる。

国際法基準にまで引き上げること。

難民を難民として認めること。被收容者を人道的に扱うこと。必要性、相当性のない收容をやめること。收容期間に上限を設けること。

收容には裁判所の判断を盛り込むべきです。入管の裁量(誰かの匙加減一つ)で、無期限に人間を監禁するのは明らかな人権侵害です。日本に家族のいる人、本国で生命の危険のある人など人道配慮の必要な人には在留資格を与えて基本的人権を保障すべきです。そのうえで、身元保証人なら喜んで引き受ける人がたくさんいます。

長期收容が問題になって仮放免する收容者をどう管理するかでこの法律を作ったが、人権を無視してでも管理しようとする法律自体が問題ではないか。人が生きられる環境を整えることが法律の目的であり、本来国が行うべき事柄を、民間の支援団体に丸投げする形の法律は、いけないと思う。野党が対案を提出したが、その内容を取り入れるなどして、生きていける環境を作っていく法律の制定をお願いしたい。

反対

難民認定申請者は犯罪者と異なるにもかかわらず、刑務所と同様の入管施設に收容すること自体が間違っている。難民認定可否を行う間、通常の生活を行える施設、あるいは保護人に託す制度に変えるべきと考える。

真に送還が相当な者だけ、司法機関の令状により、短期間收容するようにすべきだ。

收容ではなく、保護の前提として考えられるべき。

背反するよう思われるかもしれませんが、私は、長期收容には絶対に反対であるものの、(一定の制限付きでも良いので)就労して納税して健康保険に加入できる権利とセットでなければ身柄を解放すべきでないとも思っています。  
独立した個人として生きていけない状態で社会に放り出す現在の仮放免制度は、ある意味非常に残酷だと思うからです。家族がない者は、收容か、物乞いか、不法就労か、という非人間的な選択を迫られますし、家族がいても、理解のない家族から冷たい仕打ちを受けることもあります。  
しかし、仮放免制度以外に長期收容から救う手立てがないので、仮放免申請をし続けています。監理措置では、不法滞在者でも就労の可能性が開かれるのは良いことだと思います。  
被仮放免者に就労が許されないのは在留資格制度の枠組みのためと言われてきたけれども、監理対象者に就労を認め得るのであれば被仮放免者に対しても就労を認め得ることになると思うからです。  
ただ、今回の監理措置は、結局仮放免制度のマイナーチェンジと理解しており、それならわざわざ監理措置制度を作らなくても、仮放免制度を充実させたので良いのではないかと思います。  
我が国では、労働力不足が言われていますが、彼らの力を使わないのはもったいないです。  
たとえば被仮放免者について、具体的な就労受入先からの申請や審査など一定の要件を設けて、被仮放免者にも就労を許可し、さらに、たとえば仮放免の取消事由にひっかからずに、納税の義務を果たし、問題なく○年過ごしたとか、一定の要件を満たした場合は在留資格を与えるなどしていけば、不法滞在者問題と労働力不足の問題を一度に解決できると思います。

難民申請者の人権がより適切に認められるべきだと思います。

国連の指摘を真摯に受け止め、入管收容のあり方を改めると共に、民間や当事者家族に責任を負わせるのみならず、国が財政的な基盤を整え、長期收容問題の解決を図るべきと考えます。

收容の上限及び入管以外の判断期間が必要。

難民認定申請者は尊厳ある人間である観点に立ち、あらゆる差別的法を抜本的に改正しなければならない。

全件收容主義を止め、收容の要件を明確化し、司法審査を入れるべき。  
收容の期限を定め、延長について要件を明確化し、司法審査を入れるべき。  
收容中の処遇について、最低限の質の確保のための処遇基準を定めるべき。

今回の法改正は收容施設における長期收容問題等、国連における恣意的拘禁に関する国際法違反との勧告や様々な国際的批判を解消するような詐術を使って本来保護されるべき人、日本にしか生活することが出来ない送還忌避者を排除しようとするものです。反対です。

全ての人には、人権があります。その人権を認めた 改正が行われるはずです。

何度か入管に面会に行ったり仮放免者の方々と話したりした中で思うことは、プライバシーや健康が考慮されていないということです。私は足の怪我で松葉杖生活に数カ月なりましたが、心優しい仮放免者の方も収容される時に同じような状態になったにも関わらず、適切な処置が行われませんでした。長期収容の影響でうつ病の薬を飲んだ方にも会いました。収容は最終的な手段で短期的にすべきで、収容者の健康やプライバシーに配慮するような法改正であるべきだと考えます。又、十分な生活保障と人間として最低限の自由を与えるべきです。

収容の目的を限定すべきこと  
収容期間に上限を設けること  
収容は裁判所の決定にもとづくこと  
ノン・ルフールマン原則が厳守されていること  
収容は人道的配慮に基づいて行われるべきこと（医療、収容所内での行動の自由、集会の自由など）  
収容所内での身体の拘束は裁判所の許可を得ること、裁判所は被拘束者の意見を聞くこと  
収容者の暴力行為を罰すること

場当たりの改悪を繰り返す事無く、国際的に見て遜色のない人権擁護を目指すべきである。

今回の「改正案」は国際人権基準に逆行するものであり、極めて問題がある。法改正のあるべき姿は入管施設の被収容者に自由を保障し、難民認定を積極的に行う方向である。

国連の人権条約機関からの勧告を受け入れ、全件収容主義を見直し、収容の判断に司法審査を入れること、収容期間に上限を定めることなどの収容制度の改善をすみやかに行うべきである。

当事者が、なぜ長期にわたり収容されているのか、なぜ仮放免の許可が下りないのか、そもそも難民申請をしているのになぜ人権が守られない入管に犯罪人のように拘禁されなければならないのか、今まで不透明だった部分に司法の手を入れ、透明化すべきであると思います。

無期限収容の撤廃。  
難民認定申請中はもちろん、不認定となった人の収容を認めない。  
被収容者に関する様々の情報公開。

日本の社会秩序を守る為にも規則違反をした外国人を収容せざるを得ないのかもしれませんが、もう少し違反の原因に言及される事を願っています。無知や認識不足も罪だと思いますが、本人が目的を持って日本に来た理由にも理解と支援の思いがあれば改善されるのではないかと思います。また、日本の法律で罪を償っても外国人は国外退去を命じられる、即ち日本では許されないと言う事に疑問があります。

収容以前に非正規滞在者の中で適宜ビザを出す方針を確立することが重要だと考える。しかし、現実問題としては、その選択（ふるいにかけることになる）が難しい。一律とするのが一番公平ではあるが、麻薬天国の日本というレッテルが貼られるほどの実態があるから、そして仮放免者の中には、薬物犯罪経験者が多いことも事実だから、私の感情としては、彼らには罰則を厳しくしてほしい。まじめに日本で暮らすことを決めた人たちには、収容は要らない。ビザを出せばよい。公明正大な入管行政を望む。

まともに国連の意見に耳を傾けてください。

収容は厳格な要件を定めた上で司法の手続によるべきであり、また、収容期間の上限を設けるべきである。

収容の要件を明確に定める。全件収容原則を改める。収容の理由を明記することを義務付ける。

収容に関する今回の改正法案は排除や管理の側面がより際立ってきたとの印象を受けます。日本が多様性を受け入れ共生社会を志向するならば、受容による解決を目指すべきだと考えます。収容に関する法改正によって、共に地域で暮らしている外国人を含めた人々を、分断するようなことがあってはならないのではないのでしょうか。そして、日本の地方都市が持続可能な地域であるためには、国際的にも地域にいる外国人を含めた人々が尊重され、国際人権基準に則した実効性のある地域であることがますます求められています。そのためにも、根本的な難民認定制度の改善を含めた収容に関する法改正を求めます。

収容についての明確な法基準を設ける。難民認定についても明確な法基準を設ける。難民でない場合で

あっても、国際的に保護の必要なものに対して在留許可を認めること。

まずは全件收容主義・無期限收容を直ちに廃止すべきであること。收容は「最後の手段である」という理念をベースに、收容された場合の対象者の社会的自立を促すと共に、仮放免者が自立した生活を送れるように支援する体制が官民の連携によって実現されるような文言に改められること

あまり具体的なことが記述できないのですが、收容に限らず難民行政などについても、法務省・入管庁以外の第三者チェックが有効に作用していない印象を受けます（参与員制度はありますが、参与員の選定方法や参与員の意見の拘束力などについて考えると、制度のレビューや改善に有効に機能していない印象を受けます）。国際人権基準に則ることも含めて、入管行政の現状と課題を第三者がチェックしてレビューする仕組みがないと、制度上の問題がなかなか解決しづらいのではないかと思います。

まずは收容及び放免の基準を明確化するべき

長期收容を改善する方向で法改正するべき。  
不十分な医療体制を充実させる方向で法改正するべき。

管理ではなく保護、排除ではなく共生を理念とした法律に変わるべき。  
收容するなら、最低限の環境を整え收容年数の上限を定めるべき。

收容にあたり司法を関与させるべきです。

收容は、法に基づいて裁判所によって必要性や期限が定められるべきだと考えます。收容施設内での居住環境、医療や通信へのアクセス等において、被收容者の人権を保障すること、仮放免や監理措置対象者になった場合の生活・医療・住宅を保障することも法律で定めるべきだと考えます。

「人権」という観点にたって議論して欲しい。

野党が提案している改正案が良いと思います。

まず日本はどの様な国であるべきか、また基本的人権とは、何人をも対象であるべきことを今一度、見直して頂きたい。どう考えてもこの国が鎖国していられる訳がない。現実既に様々な分野で外国人に頼らざるを得ない現実を踏まえ、表面だけ綺麗に取り繕うとするのはやめて、この国の在り方をそもそもきちんと見直して下さい。今のままで良い訳がありません。  
何故こんなに難民認定率が低いのか、低い上に非認定者の扱いが非人道的であることは、日本人として非常に恥ずべきことです。

收容期間の上限を定めることを含め、被收容者の人権を守る内容に改正するべき。

まずは、難民申請者を速やかに受け入れていく方向に起動転換して欲しい。

なんみんフォーラムの意見書に沿って、改正する。

收容の判断は、入管ではなく、裁判官による司法審査によるべきであると考えます。

收容に際しては裁判所等、出入国在留管理庁以外のチェックを設けるべき。また、收容の期間等、最低限の事項を明確化し、ブラックボックスのままの收容を早急に改善すべき。

收容に関する法改正は、全件收容と無期限收容という根本的な問題を解決する方向で議論されなければならない。收容の問題は送還ではなく、適切な在留資格の付与と難民保護の観点からのアプローチが必要である。

長期に渡る收容は、被收容者の心身に大きな損害を与えています。收容される状況にあっても帰国できない人たちの理由をより掘り下げて検討し、その解決に至るような法改正にすべき。

国際難民条約を正しく遵守し、他国と同じ水準で難民を扱うべき。

司法的抑制

不必要な收容はやめるべきであり、そのための実効性ある法律を作る。

当職が代理人を務める難民認定申請者らは、皆、長期にわたる審査を待ちながら、日本において懸命に生活を続けている。就労許可の出ない者、住居が確保されない者、就労中にケガや病気に見舞われる者も少なくない。そのような申請者が、結果として退去強制となった場合であっても、むやみに收容するのではなく、適切なケアのもとで出国できるように導くことが必要である。そのためには、收容を原則とする現在の制度を抜本的に変更し、対象者をケアするための「收容代替措置」の導入、收容の意思決定にあたっての司法審査の導入等が必要である。

全件收容主義を廃し、非收容・自費出国を原則とし、收容・国費送還を例外とするように改める。（收容は逃亡の虞、治安に重大な影響を与えるようなもの等に限るべき）  
收容には裁判官の令状を必要とするように改め、收容後も司法又は第三者機関を関与させる。

難民は保護するという前提のもとであるべき

本来は、全件收容主義から脱却し、收容期限の上限の設定、收容の要件の明確化、司法審査の導入など、收容が最後の手段となるような法改正であるべきと考える。

私たちは難民や難民認定申請者、庇護希望者に寄り添って支援をしている団体です。どうすれば彼らが過酷な状況の中で生き延びていけるかを共に考え悩み、できる限りの手助けをするのが役割と認識しながら活動しています。

基本的人権も与えられていない人たちを管理するなど、引き受けられるはずがありません。私たちが引き受けなければ、対象者が收容されたり強制送還されたりするとなれば、やむを得ず引き受けざるを得ない場面も想定されます。そうなれば、本来の支援とは別次元で対象者に向き合うことになり、対象者からの信頼を得ることができなくなります。それは、難民支援団体として存立できないことを意味します。管理人を引き受けることができないのは、支援団体として当然の選択です。

そもそも入管庁が難民認定をするという制度に矛盾があります。不法滞在者を「排除」する役所が難民の認定可否を決めることが間違っています。

收容ではなく、仮放免者を含む難民認定申請者を「保護」するための機関を設置し、その運用についての法案にするべきです。野党案にある「難民等保護委員会」のような独立した機関が「保護」を前提に難民認定する必要があります。

管理人を置くなど、難民認定申請者を追い詰める制度に「改悪」するのではなく、申請者の人権を保障する制度に改正すべきです。

支援者や支援団体は仮放免を含む難民申請者に寄り添った支援に専念できるようにすべきです。支援団体を支援困難な立場に追い込むような法案には断固反対します。

法案を改正するならば人道的立場で考え直してほしいと思います。「人道支援」とは痛みを伴ってもなおお保護すべき人に手を差し伸べることです。「日本は痛みを伴ってもなお」という人道支援の根幹について、まったく理解していません。チャドの国境近くの貧しい女性たちが、重労働である水汲みをしているところに隣国スーダンのダルフルから難民たちが逃げてきました。そのとき女性たちは、自分と家族のための貴重な水をすすんで難民に提供しました。こういう行為が真の人道支援だと思います。痛みを避けて非人道的な法律を作ろうとしていませんか。胸に手を当てて考えてください。お願いします。

1. 日本の難民政策の基本的問題は、同じ難民条約に加盟しながら、日本の難民認定率は他の先進諸国比極端に低いことにあり、今回の法改正の問題の根源もこのような当局の難民政策にある。同じ国際法に準じていながら日本は先進諸国と異なる難民認定基準を持つことに、些かの説明をすることなく、内外からの批判をかわすために法改正をしようとしているように思える。今般法改正に盛り込まれた「補完的保護対象者」や「在留特別許可取得者」に、欧米先進国やUNHCRの難民認定基準該当者が含まれることを危惧する。

2. 日本の難民政策に最も欠如しているのは基本的人権の尊重である。難民条約の締結の契機も1948年の「世界人権宣言」の採択にあり、わが国の難民支援の嚆矢となったのは、難民条約加盟前の1978年に、閣議決定で漂着するボート・ピープルの人命救助であったことを忘れてはならない。我々が「仮放免」を含む難民と見なす人々を支援するのは、彼らは公的補助を一切受けられないだけでなく、就労することを許されず、生きていくすべに欠けるからである。当局は「仮放免」の人々が餓死しても、あるいはCovid-19に感染しても、無視してかまわないと考えるのであろうか。憲法25条は日本国民を対象とするのかもしれないが、同じ日本に住む人々の基本的人権を無視することは、憲法25条の精神とは思えない。仮に今般の法改正が成立した場合には、明記される「補完的保護対象者」や「在留特別許可取得者」はもとより、退去強制令書が発付されても「仮放免」が認められている人に対し、政府は生きるために必要な支援をするべきであり、少なくとも彼らの就労を禁じるべきではないと考える。

收容期間の制限や身体精神の苦痛を緩和できる対応の改善策が必要だと思う。

まずは、收容を原則とし、身体解放を例外とするという前提自体を改めるべきである。收容は最終的な手段という前提に立った法改正がなされるべきである。厳格な要件を設けるべきであるし、期間も設けるべ

きである。現状行われている無期限の長期間収容は、著しい人権侵害である。

異常に低い難民認定率。不法入国者滞在者をとにかく送還、処罰することを第一におく限り改善には進まないと思います。

なんみんフォーラムの意見書の内容を法改正に反映してください。

収容の決定及び継続について、刑事手続と同じように裁判所の関与が必要。

収容の期間の上限を定めるべき。

対象者の生活が保障される仕組みが作られること。

基本的に日本は、全ての非正規滞在者に対して、強制送還令書が出ていたとしても、収容しないという、基本的には収容しない制度に改めるべきです。他国でもコロナ禍もあって外国人の収容自体を考え直している国も出てきています。もちろん米国やオーストラリアでも長期収容や子どもの収容の問題が国連から批判されています。日本はこれら人権に反する行為を平気で行う国々の仲間であつづけるのか、それとも人権を守り、難民申請者や非正規外国人であっても権利があるということを世界に示す国になるか選ぶときが来ていると思います。

不法滞在中で収容されている難民申請者には、薬物犯罪や暴力等の刑事事件をおこした犯罪者とは異なる措置をしてほしい。難民申請中の送還禁止を定めたノン・ルフールマン原則を反映してほしい。

国連の指摘に従った、国際的な人権基準に則ったものにするべき

収容所ではない住居の確保、生活保障に国が予算をつけるべき。  
移動の自由など外国人の基本的な人権が守られるように、法改正すべき。

法改正が個人・家族に与える影響を考慮し、収容に関する法制度・慣行が人権諸条約に基づくものとなるよう規定が必要と考えます。

収容に関しては、悪いニュースしか聞かないので、改善するために努力してほしい。

入管法を改正するのであれば、以下の点を改正し、国際法を遵守した抜本的な改正を行うべきである。

- 1 国際難民法の専門家によって構成される、入管庁・法務省から独立した難民審査認定機関の設置と、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の発出する文書等、国際先例及び学術研究、殊に国際通説の成果を反映させた認定基準の採用。
- 2 在留特別許可につき、国際人権法（子の最善利益・家族統合の尊重を含む。）に明確に則った基準の設置、在留特別許可可否判断に恣意性を廃するための第三者機関の設置と再審情願の制度化。
- 3 入管収容については、必要性、相当性（又は合理性）を要件とする、事前及び定期的な司法審査を前提とする令状主義を確立し、収容期間に上限を付すること。
- 4 難民申請者らの住居支援を含めた生活支援措置（就労許可付与を含む。）の策定。
- 5 日本社会への定着性などを基準としたアムネスティ（日本への包括的な在留の特別許可）の実施。

既に複数回国連人権理事会から、入館収容は恣意的拘禁にあたり国際法違反であると勧告を受けている通り、国際人権基準に則っても絶対に続けてはならない措置である。収容期限、収容決定にいたるプロセス、収容時の処遇など、全てを透明化、さらに国連人権理事会からの指摘を全面的に受け入れる形での法改正をすべき。

収容ありきではない、国際人権法に則った、個人の尊厳が尊重される形の法改正であるべきだと思います。

医療の補償などSDGsの時代にふさわしい国際的な基準に合致する改正がなされるべき。

国際人権基準を遵守する制度に、抜本的に改めること。全件収容主義を即時撤廃し、入管収容は原則として行わないこと。難民認定制度については、入管当局とは完全に切り離れた形に改め、ノン・ルフールマンの原則を遵守すること。難民申請者について、基本的人権、特に社会保障や労働に関する権利を保障すること。

昨秋発出された京都弁護士会の意見書のとおり。

国際法や国際慣例に基づき、外国人の権利が保障されるよう法改正をすべきと考える。また法の運用についても、厳格な在留管理に囚われず、人権擁護や共生社会の視点を踏まえた運用を行うよう、行政の思想の転換が必要であると考えます。

携帯電話の使用を認めましょう。  
収容に期間を定め、際限のない収容をやめましょう。  
人道的な滞在を認めましょう。

Detention as a last resortの原則の担保のもとに、民間が協力できる人権人道的な収容代替措置を導入すべき

すくなくとも収容の要件の明確化、司法審査の導入、収容期間の上限の設定をしてから

どれだけ良い法律や制度が整えられたとしても、従来のように役所の裁量が大きすぎれば都合のいいように骨抜きにされてしまうので、法整備・制度改正に並行して入管行政の組織体制・ガバナンスを見直さなければ本質的な改善にはならない。制度の恣意的運用の余地を必要最小限にするメカニズムが必要である。

刑を終えた外国人は外国籍というだけで強制退去の対象となり、入管に収容されなければならない。つまり二重の罰を受けなければならないことはおかしいと思う。  
特に少年院から入管という若者は更正の道を狭くしていて間違っていると思う。

今の状況、更にこの改正案を進めるのであれば、日本は難民条約の批准国の資格はない。むしろ批准を辞めるべきである。（批准国に一旦申請すると、他の批准国に再申請をするのが難しいと理解している為）

人権の保証をまず第一に掲げる内容にすべきです。

以上